

自転車乗車用ヘルメット 着用促進事業費補助金

自転車利用時における交通事故の被害軽減のため、自転車乗車用ヘルメットの購入に対して補助金を交付します。

補助対象者	7～18歳および65歳以上の方 (年齢は令和7年度における満年齢) ※未成年者(7～18歳)の場合は、その保護者などが購入し、申請することも可
補助対象 ヘルメット	以下の条件を全て満たすヘルメットで1人1個限り <u>※過去にヘルメットの補助を受けている場合は対象外です</u> • 新品のヘルメット • SGマークなど、安全性の認証を受けたもの(SGマーク、JCFマーク、GSマーク、CPSCマークなど) • 令和7年4月1日以降に購入したもの
補助金額	ヘルメット購入費の2分の1の額 (10円未満の端数切捨て) 補助上限額：2,000円
期限	ヘルメット購入後2か月以内又は令和8年2月27日(金)のいずれか早い日まで ※予算の状況により期限前に締め切る場合があります。



■お問合せ先■

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 総務部 総務課 地域行政係
電話：(0531) 23-3504 (直通)
FAX：(0531) 23-0180
E-mail：kotsubohan@city.tahara.aichi.jp



(市HP)

補助金交付に係る事務手順

1 販売店等でヘルメットを購入

- ・安全認証を受けたものであることを確認してください
 - ・領収書を受け取ってください。
- ※領収書に以下の内容が記載されていることを確認してください
- ①申請者又はヘルメット着用者の氏名
 - ②領収日
 - ③領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）
 - ④購入相手方（販売店等の名称）
 - ⑤購入品名（「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの）

2 補助金交付申請

(1) 書類の作成

①補助金交付申請書（様式第1号）

- 添付資料
- ・ヘルメットを購入した店舗等が発行した領収書の写し
 - ・ヘルメットを着用する者及び申請者の自動車運転免許証、健康保険証等の写し

②補助金交付請求書（様式第3号）

- 添付書類
- ・振込先の銀行名、支店名、口座番号のわかるもの（通帳等）の写し

(2) 書類の提出

ヘルメット購入後2か月以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに総務課にご提出ください。

補助金申請に係る審査及び交付決定

※内容を審査し、問題がなければ市から補助金の交付決定通知を送付します。申請から通常2週間程度の期間を要します

補助金交付

※通常、交付決定からお支払まで1か月程度の期間を要します。